

習志野市教育委員会会議録
(令和3年第11回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|-----------|
| 1 | 期 日 | 令和3年11月24日(水) | |
| | | 市庁舎3階委員会室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後2時58分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智 津 子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 遠 藤 良 宣 |
| | | 生涯学習部長 | 塚 本 將 明 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部次長 | 野 村 健 一 |
| | | 生涯学習部次長 | 上 原 香 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 合 田 聖 |
| | | 指導課長 | 本 間 美 奈 子 |
| | | 総合教育センター所長 | 安 村 和 晃 |
| | | 社会教育課長 | 藤 原 友 哉 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 青少年センター所長 | 江 住 敏 也 |
| | | 中央公民館長 | 河 栗 太 一 |
| | | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 |
| | | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 |
| | | 学校教育部主幹 | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 佐久間 心 之 |
| | | 学校教育部主幹 | 高 瀬 哲 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 篠 宮 淳 一 |
| | | 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 鈴 木 誠 |
| | | 生涯学習部主幹 | 宮 崎 宗 長 |
| | | 生涯学習部主幹 | 長谷川 信 二 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について
- (2) 令和3年度教育費予算案(12月補正)について
- (3) 習志野文化ホールの令和5年4月1日以降の予約受付停止について
- (4) 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針(案)について

第3 議決事項

議案第35号 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

第4 協議事項

協議第1号 令和4年度習志野市教育行政方針(素案)について

協議第2号 令和4年度教育費当初予算案について

協議第3号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第11回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が4名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)、報告事項(2)並びに議案第35号、協議第1号及び協議第2号を非公開とし、非公開部分の会議録について、報告事項(2)並びに協議第1号及び協議第2号は、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第8条及び第15条第2項の規定により、協議第1号及び協議第2号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和3年第10回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(3) 習志野文化ホールの令和5年4月1日以降の予約受付停止について

(社会教育課)

藤原社会教育課長

報告事項(3)「習志野文化ホールの令和5年4月1日以降の予約受付停止について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。習志野文化ホールの運営に当たり、令和4年4月1日から始まる令和5年4月1日以降の使用に係る予約受付を停止することとした。また、野村不動産株式会社とのモリシア津田沼を含むJR津田沼駅南口再開発の協議の状況等に応じ、閉館を視野に入れ、令和5年4月1日から休館しようとするものである。

現状について4点説明する。1点目は、老朽化が進んでおり、現在の状況では、令和5年3月31日までとなっている指定管理期間が終了した令和5年度以降も使用することが難しい状況となっている。開館後45年が経過し、老朽化に伴う施設・設備の損傷や不良、また、バリアフリー等への対応が求められており、引き続き文化ホールを使用していくためには、大規模な改修工事が必要な状況となっている。近年においても、配水管の劣化による漏水や雨漏り、空調設備の不良、天井の剥離というような事案が発生しており、そのたびに応急的な処置をとっているところである。また、平成30年度に大規模改修工事を予定していたが、野村不動産株式会社からの再開発の申し出を受け、工事の内容を大幅に縮小した経緯もある。

2点目は、現在、野村不動産株式会社と文化ホールを含めたJR津田沼駅南口の再開発について、協議をしているところである。

3点目は、その協議の中で、野村不動産株式会社から再開発のスケジュール案として、令和7年度以降に解体・工事を着手するスケジュール案が示されている状況である。

4点目は、指定管理期間が令和4年度末で満了を迎えるということである。

このような状況を総合的に判断し、令和5年4月1日以降の使用に係る予約受付の停止、また、再開発の協議の状況に応じて、閉館を視野に入れ、令和5年4月1日から休館しようとするものである。今後のスケジュールだが、本件については、習志野市議会第4回定例会の重要事項説明において各議員に説明・報告をしたところである。また、先だって社会教育委員会議でも報告をした。本日、教育委員の皆様へ報告をさせていただき、明日以降、市や文化ホールのホームページで周知を開始したいと考えている。また、12月1日号の広報習志野でも市民の皆様へお知らせをしたいと思っている。さらに、指定管理をお願いしている公益財団法人習志野文化ホールや芸術文化協会等、その他文化ホールを使用している団体にも順次案内をしていく予定である。

今後は、令和4年4月1日から始まる令和5年4月1日以降の使用に係る予約受付を停止し、令和5年3月31日に指定管理期間が満了を迎え、令和5年4月1日から休館という措置をとって行きたいと思っている。私どもとしては、やはり「音楽のまち習志野」を支えてきた習志野市の文化ホールであり、各学校等も芸術文化活動で使用してきた。その文化ホールを休館していくので、引き続き、学校教育のみならず習志野市の芸術文化活動が停滞しないような方策を今後しっかり考えた中で、生涯学習の推進に努めていきたいと考えている、と概要を説明

赤澤委員

閉館を視野に入れ休館するということが、老朽化が進んでいる中で平成30年度にそもそも大規模改修工事を予定していたという方針があったということを見ると、なぜ閉館しなくてはならないのか、と質問

藤原社会教育課長

令和5年4月1日以降休館・閉館するということが、一つは、やはり老朽化しているということ

にある。今ほど御質問のあった平成30年度の大規模改修工事という部分は、当初20億円近い金額で設計し、各設備等、耐震化も含めて改修工事を行う予定だったが、野村不動産株式会社の再開発の申し出があった中で、工事の内容を最小限にとどめたということがある。その状況を受けて、給排水設備の劣化や空調設備の不良という現象も起きており、このまま維持していくには、やはりそれなりの改修工事をしなければならないという状況がある。今後のスケジュールを申し上げますと、現在、案という形ではあるが、野村不動産株式会社としては令和7年度に解体、工事着手というスケジュールが示されている。私どもとしても、一旦、改修工事をして継続するということも検討したところではあるが、やはり工事にあたっては半年、または1年近い休館を必要とするところがあり、その改修工事を行った場合、残り令和5、6年度の間での休館期間、また、その後の使用できる期間を鑑みて、今回このような対応措置ということで判断をしたということである、と回答

赤澤委員

習志野文化ホールがJR津田沼駅前にあることの意義や価値というものがあると思う。意義や価値等があるのであれば、別に野村不動産株式会社の申し出を受けずに改修すればいいと思う。なぜ申し出を受け入れて、その文化ホールを閉館の方向にしてしまったのか、と質問

古本委員

閉館と記載されているが、令和7年度にビルが1度なくなるから1回受付を止め、ビルができたときに新しい文化ホールができると認識しているが、そのような認識で良いのか、と質問

藤原社会教育課長

古本委員御指摘のとおりである。令和5年4月以降一度休館し、閉館を視野に入れているということで説明申し上げたが、現在、文化ホールについては、そのまま閉館して全くなくしてしまうということではなく、市長事務局の方とも再建設について、基本構想の中で検討を進めているところである。決して文化ホールをなくしてしまうということではなく、長期に渡る部分もあるので、閉館という言い方をしているが、一度閉館し、その後、再建設をしていこうということで、今検討をしているところである、と回答

古本委員

なくなってしまうわけではなく、予定では令和7年に解体するため、あと1、2年予算をかけて工事をし、補強するぐらいならば、解体のこともあるから早めに令和5年に一度閉館し、後片付けをして、また令和7年以降に再出発をしていくという認識でよろしいか、と質問

藤原社会教育課長

そのとおりである、と回答

古本委員

恐らく閉館と説明されると、なくなってしまうのではないかと思うので、新しく建て直すから一度休館すると理解していれば良いと思う、と発言

赤澤委員

なくなってしまうということではないので、閉館ではないということか、と質問

藤原社会教育課長

委員御指摘のとおり、文化ホールをなくしてしまうわけではなく、改めて再建設するということで、市長事務局の方とも検討している。ただ、行政的な部分で、長期に渡り閉めてしまう場合だと、閉館という言い方をしているところである。なくなってしまうということではない、と回答

赤澤委員

やはり習志野市のアイデンティティとして、「明日のハーモニーが響くまち」というキャッチコピーもある中で、様々なコンテストにも市内の学校が入賞しているようなアイデンティティをせっかく持っているから、駅前にそういうホールがあることの意義が私はすごくあると思っている。なくならないなら良いと思う、と発言

馬場委員

閉館という言葉については私も少し違和感があった。今の説明を聞いて理解したが、先ほどから答弁では再建設について検討をしているという言い方をされているが、文化ホールを建て直すということは決定でいいのか、と質問

藤原社会教育課長

現在、文化ホールの再建設ということで、基本的には再建設する方向で考えている。昨年度においても、習志野市として音の響きを重視した多目的ホールということで、1,500席で今と同規模の文化ホールを再建設することを目指していくということで基本方針を出している。現在、再建設の基本構想ということで第三者の方が入った専門委員会を立ち上げ、その中でどういったホールを再建設するのかということを経験豊富な第三者の方から検討していただいている。市としては、再建設するということを決め、その方向に向かっていくというものである、と回答

馬場委員

市としての意思はあるということで少し安心はしたが、先ほど赤澤委員からも意見が出たように、習志野文化ホールが担う役割はとて大きいと思う。音楽だけではなく、他の芸術文化分野の拠点になるような象徴的な建物がなくなるというのはなしたと思う。ぜひ、再建設に向けて、検討を進めていただきたい。再建設にあたっては、せっかく新しくなるので、文化芸術の中心になるのにふさわしい、そういった目的を持ったホールにしていただきたい。具体的に言うと、文化ホールがあるので音楽に関しては良いと思うが、例えば絵画、美術分野のギャラリーを中に作るとか、そういった総合的な文化芸術の中心になる建物というのを盛り込んでいただきたい。また、個人的にはパイプオルガンは絶対になくさないで欲しい。あれは市の財産だと思う。音楽のまちの象徴でもあるし、そういったところも含めてお願いしたい。

閉館中の支援、例えば他のホールを借りる際に、援助、特に学校が使っていた部分であることに関しては、予約や財政面での支援ももちろんだが、他のホールを探す際の予約の代行のような支援というのも考えていただきたいと思う。ホールがなくなって困るところは、学校以外にもたくさんあると思うので、そういった形のもを検討していただきたい、と要望

藤原社会教育課長

文化ホールの再建設においては、市長事務局の総合政策課や都市環境部の方と色々一緒に練っている。その中で、今、文化ホールを使用している様々な団体からもヒアリングを行っている。文化ホールそのものを建てることのみならず、その控え室やリハーサル室、今ほどお話いただいたギャラリーの部分やパイプオルガンの必要性、こういったものを含めて様々な御意見をいただき、先ほど申し上げた検討専門委員会の中で、再建設の基本構想ということで今まとめているところである。教育委員の皆様にも御意見をいただくことを考えているということは伺っている

ので、改めて教育委員の皆様には様々な御意見をいただいきたいと思っている。そういったことでより良い「音楽のまち習志野」の象徴、文化芸術の殿堂となるようなホールを再建設するべく、作業を進めていきたいと思っている。

活動に対する支援については、これからまた検討していきたいと思っているが、やはりどうしても長期にわたって文化ホールがないという期間になってくるので、そういった場合に、特に児童生徒に非常に影響が出るので、他市の文化ホールの使用など、そういった部分において今ほど御意見いただいた予約の方法や財政的な支援ということは検討していきたいと思っている、と回答

高橋委員

資料だけを見ると、閉館してしまうのかという反応が出るのは当然のことだと思う。市民に対する知らせ方を工夫した方が良いのではないかと思う。このままの文章だと、閉館を視野に入れ、休館するとしか書いていない。現実には、これから野村不動産株式会社等と交渉していくことだし、どういう形になるのか、文化ホールという名前になるのかもわからない状態だとは思いますが、少なくとも市としては再建設するという方向で協議はしているということは、この段階で公表した方が良いように思う。明確には決まっていないが、今ほど説明されたようなことをしようとしているわけだから、やはり市民にはそういう説明が必要だと思うが、いかがか、と質問

藤原社会教育課長

委員御指摘のとおり、今回の教育委員会会議の中では、文化ホールを1度閉館するということと説明をしたが、同時に、市としても文化ホールは再建設する方向で動いているということを市民の皆様にお伝えすることが重要だと思うので、そういう形で広報していきたいと思う、と回答

赤澤委員

「閉館を視野に入れ」という文言は入れる必要はあるのか。同じ場所に再建設を検討しており、完成まで休館ということではいけないのか。また、移転というのはない前提で良いのか、と質問

藤原社会教育課長

先に移転について説明する。再開発に合わせて、現在の場所に再建設するにはどれぐらい費用がかかるのか、また、どういった形が良いのかという点について、野村不動産株式会社と協議をしている。敷地候補地の検討ということについては、習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会の委員からも、「JR津田沼駅南口の現在の場所に建てるのが基本路線ではあるが、他の候補地も検討すべきではないか」という意見もあった。そのような中、現在の場所のもう一つの候補地として、市役所の旧庁舎跡地を市として今と同規模の文化ホールを建てうる用地と考えられるということで、比較対照の検討候補地として挙げて、委員会の中で報告したところである。しかしながら、そこに決定するというのではなく、基本的にはJR津田沼駅南口に建設する中で、どういう文化ホールが必要かということを検討しているところである。資料の文言については、確かにこの表現の仕方では「閉館を視野に入れ」ということで遠回しな言い方になっているので、市民の皆様にも周知・広報する場合においては、もっとわかりやすい表現をしていきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針(案)について

(生涯スポーツ課)

長谷川生涯学習部主幹

報告事項(4)「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針(案)について」、説明する。

秋津野球場及び秋津サッカー場について、市民にとって安全性と利便性の高い施設とする老朽化対策、市民の利用機会の拡大のための人工芝化を実施するにあたり、現在、「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」を策定中である。基本方針(案)の現状について、報告する。

資料1ページ目、「1. 方針策定の目的」の3段落目を御覧いただきたい。秋津野球場、秋津サッカー場を一定規模の大会ができる機能を維持することはもちろん、誰もがスポーツを楽しむことによって、心身ともに健全になり、健康の維持増進、体力向上を図り、豊かなスポーツライフを実現する施設とする。また、秋津野球場、秋津サッカー場を本市のスポーツ施設、スポーツ振興のシンボルとし、市民の他、市外からも多くの人々が訪れ、交流する施設とすることを目的としている。

資料4ページ目、「第2章 再整備の方針」を御覧いただきたい。目指すべき秋津公園内スポーツ施設像を、「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」とした。また、施設目標としては、「習志野市における「する」スポーツと、「みる」スポーツ、そして「支える」スポーツの象徴となる施設とする。」、「地元の企業や団体が定期的にイベントを共催・開催するなど、多分野、多世代で盛り上げる施設とする。」、「施設の改修などにより施設の利用者層及び利用用途を広げ、施設の利用機会拡大を図るとともに、収益性を高め、持続可能な施設とする。」、「市民のみならず、市外の人も気軽に訪れ、思い思いの時間を過ごせる施設とする。」の4点を掲げている。

「3. 整備方針」は、人工芝化、長寿命化改修、観覧席の増席の三つを掲げている。

資料7ページ目の写真を御覧いただきたい。現状と課題を説明する。サッカー場は建築後39年、野球場は建築後37年が経過しており、全体として各種設備が老朽化しており、亀裂や欠損が各所に散見される。資料10ページ目、左下の写真を御覧いただきたい。サッカー場のトイレは和式で、経年の汚れが気になるような状況である。資料11ページ目、中段の写真を御覧いただきたい。すでに適切に補修をしているが、数年前にはコンクリート片が落下した。現在でも、内壁や外壁にも劣化が見られる。

資料13ページ目を御覧いただきたい。天然芝グラウンドの課題を列挙している。下段の利用不可能日数の表だが、現在は良好な天然芝を維持するため、野球場では年間150日以上、サッカー場では年間200日以上を養生や整備の日としており、市民が利用できない日となっている。また、野球場では、雨天の場合にグラウンドがぬかるむことから、利用可能日であっても利用に制限が出てしまう。さらに、天然芝の状態を維持するため、練習での使用を認めていない。サッカー場では、1日の利用を1試合のみに限定している。

資料15ページ目を御覧いただきたい。次に、整備の概要を大きく3点説明する。1点目は、先ほど説明した通り、老朽化が進んでいることから、その改修を行う。

資料16ページ目を御覧いただきたい。2点目は、野球場とサッカー場のグラウンドの人工芝化を行う。資料18ページ目の下段、稼動コマ数の比較の表を御覧いただきたい。天然芝を人工芝に変更することで、1日に複数試合することや、練習での利用も可能となり、野球場の利用が1.5倍に増え、サッカー場の利用が3倍に増える。このことが本方針の最大の効果であると考えている。

資料20ページ目を御覧いただきたい。3点目は、機能向上である。野球場の改修を契機に、野球場の両翼拡張を検討している。これは高校野球が開催される他市球場と比較し、大規模改修をした他市の野球場と同様、硬式野球に対応した野球場としようとするものである。資料21ページ目を御覧いただきたい。サッカー場でアメリカンフットボールチームのオービックスーガールズがホームゲームを開催しているが、多くの観客が来ることから、現在の座席数では不足している。一方で、

観覧席の利用回数はそれほど増えない見通しである。これらのことを踏まえ、現状では仮設バックスタンドのスペースの確保を行う。資料22ページ目から24ページ目には、再整備後のイメージを掲載した。

資料25ページ目を御覧いただきたい。再整備後の運営計画について記載している。現在の利用に加え、スクールや教室での利用、練習での利用、サッカー及び野球以外の種目での利用を認め、さらなる市民のスポーツ機会の拡大を図る。

資料27ページ目を御覧いただきたい。老朽化対策のためには、財源の確保も必要で、施設利用者から適切な受益者負担を求める必要がある。また、秋津野球場及び秋津サッカー場の持続可能性を確保するため、駐車場を有料化する。

資料29ページ目を御覧いただきたい。事業手法については、従来方式、PFI方式及びコンセッション方式を検討したが、コンセッション方式は難しいと認識している。資料32ページ目を御覧いただきたい。事業スケジュールについては、従来方式とPFI方式を併記しているが、来年度以降に事業方式を決定することとなる。

基本方針(案)の内容は以上である。方針策定までの今後の予定として、本日の午後4時から開催される習志野市スポーツ推進審議会で意見をいただき、さらに、来年1月の教育委員会会議で意見をいただき、その後の教育委員会会議において議決をいただき、本年度内の基本方針策定を予定している、と概要を説明

馬場委員

以前、秋津野球場の照明塔を撤去するという話があったが、新しい野球場に照明塔は設置しない形になっているのはなぜか。ナイター等は想定しないということなのか、と質問

長谷川生涯学習部主幹

照明の年間の利用実績が20回程度であり、そのうち10回程度が市職員の福利厚生で使用しているため、実際の一般市民の利用は年間10回程度である。また、照明塔の設置にかかる費用として、1本約1億円かかるが、6本必要になるため、設置費用として約6億円かかることになる。費用と利用のバランスを考えると、今回は撤去のみで考えている、と回答

馬場委員

秋津公園全体がリニューアルすることによって、市民の利用が増えると良いと思うが、実際訪れると少し暗かったり、怖いようなイメージを感じる。今回の再整備によって綺麗になって、市民の方が使いやすく親しみやすくなるのであれば、それに越したことはないと思うので、ぜひお願いしたい、と要望

古本委員

非常に楽しみである。以前再整備の話が出たときに、弓道場を作るという話はなかったか、と質問

長谷川生涯学習部主幹

弓道場という言葉で連想されるものは、袖ヶ浦体育館の建て替えの時に、弓道場が議論になったということで理解している。秋津では弓道場はなかったと思う、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

＜報告事項(1)、報告事項(2)並びに議案第35号、
協議第1号及び協議第2号については非公開。
ただし、報告事項(2)については令和3年11月25日をもって、
協議第1号及び協議第2号については令和4年2月17日をもって
市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく感謝状の授与について
(教育総務課)

報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和3年度教育費予算案(12月補正)について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

議案第35号 令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第35号「令和3年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、概要を説明

採決の結果、議案第35号は原案どおり可決された。

協議第1号 令和4年度習志野市教育行政方針(素案)について (教育総務課)

協議第2号 令和4年度教育費当初予算案について (教育総務課)

利根川学校教育部主幹

協議第1号「令和4年度習志野市教育行政方針(素案)について」、説明する。

まず、習志野市教育行政方針とはどういうものかについて説明する。例年説明しているが、確認も含めて今年度も説明させていただく。習志野市教育行政方針では、本市教育の長期計画である「習志野市教育振興基本計画」の年次計画に当たり、当該年度の取り組みの重点を示すものである。こちらが「Plan」の部分になる。この教育行政方針をもとにし、各担当課等が事業を実施する。これが「Do」の部分になる。その結果について、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価で「Check」していく。さらに、この点検・評価の結果を、この後説明させていただく予算の作成に繋げていくということで、教育行政のPDCAサイクルを回していくことになっている。このようなことから、各課の次年度当初予算の作成が始まるこの時期に合わせ、教育行政方針の素案を作成することになっている。今後は、当初予算の内示に合わせて、この教育行政方針も修正をする作業になる。

令和4年度の教育行政方針の特徴について説明する。令和4年度のキーワードは2つある。1つ目は、「With コロナ」である。2つ目は、「ICTの更なる活用」である。具体的にいくつかの例で説明させていただく。学校教育においては、鹿野山セカンドスクール、富士吉田自然体験学習など、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施していく。今年度の取り組みをベースとして、With

h コロナ時代に対応した体験活動へと改善をしていく。次に、今年度より取り組んでいるいじめメール相談ではタブレット端末を活用し、より相談しやすい環境を構築していく。いじめアンケートの結果から課題として示されていた、相談したくても相談できないといった児童生徒を減らせるよう取り組んでいく。

続いて、生涯学習であるが、自宅などの公民館から離れた場所でも講座を受けられるよう、情報機器を活用したリモート講座に取り組むということを方針に入れている。また、図書館では、市民が図書館に来館せずとも読書活動が行えるよう、インターネットを通じた電子書籍の貸し出し事業を計画している。今後、この予算について財政当局と協議を進めていく。生涯スポーツ課では、自宅等でも運動が続けられるよう、オンライン等のスポーツ教室に取り組むことを計画している。

このように、学校教育、生涯学習ともに共通して、With コロナ時代に対応して事業を進めていくために、リモートやオンデマンド等、ICT機器の更なる活用を図っていく点が、次年度の教育行政方針の特徴となっている。また、先ほども説明したとおり、実施にあたっては新たな予算を伴う事業もあることから、今後は財政当局との協議を進めていく。

最後に、今後のスケジュールについては、本日の協議でいただいた御意見や当初予算の内示を受けて、本素案に修正と変更を加え、来年1月14日までに各担当課より提出していただく。提出された修正案を取りまとめ、最終案として2月16日に予定している教育委員会会議に議案として提出する。その後、最終的に3月の市議会で当初予算が可決されたということをもって、策定が完了となる。このようなことから、4月上旬を目途として学校園等の各機関に配付、そしてホームページへ掲載したいと考えている、と概要を説明

中野教育総務課長

協議第2号「令和4年度教育費当初予算案について」、説明する。

こちらについては、今ほど説明した教育行政方針(素案)に基づいて取り組む新規事業ということで、実際に予算化を希望しているものを記載している。主要な部分を説明させていただきます。

資料8ページ目を御覧いただきたい。初めに、「No. 1 校外活動事業」について、協議第1号の「With コロナ」の話の中で自然体験学習が出てきたが、こちらについては、来年度以降も自然体験学習を行い、コロナ禍でも対応していくための予算である。事業概要を御覧いただくと、バスの乗車人員数を半分に減らした上で、児童生徒や保護者が安心して学習活動を行うことができるよう、バスの増便を図っていきたいと考えている。「No. 2 富士吉田自然体験学習推進事業」についても同様である。

次に、「No. 3 指導課事務費」である。事業概要に「教育相談員の増員」と記載されている。先ほどのいじめメール相談の話と繋がるが、実際に長期欠席、不登校児童は年々増加傾向にある。また、あわせていじめの話についても、この教育相談員の活躍する比率は大きくなってきている。常に相談できる体制を整える中で、教育相談員の増員について要望していくというものである。

資料9ページ目を御覧いただきたい。「No. 4 教育文化推進事業」の言語・文化指導者派遣について、外国籍児童生徒数が令和元年度の110名から令和4年度見込みでは178名と年々増えている。外国籍児童生徒に対し、より丁寧な指導を行うために、言語・文化指導者をつけ、多言語化している中においても、教育をきちんとできるように体制を整えていきたいと考えている。

資料12ページ目を御覧いただきたい。「No. 8 特別支援教育推進事業」について、小中学校支援員の増員である。インクルーシブ教育の確立を目指しながら様々な教育活動を行っているが、障がいを持つ児童生徒も多くなってきている。こちらに対応できる体制を整えていく必要があることから、児童生徒の側に寄り添って事業の支援を行う小中学校支援員も増員を要望していきたいと考えている。

資料13ページ目を御覧いただきたい。「No. 11 教育相談事業」のタブレット端末を用いたいじめメール相談であるが、先ほど説明した「ICTの更なる活用」についての関わりも大きくなってくる。

メール相談については、令和3年度にメールで相談を受けられる体制を整えたものの、児童生徒自体がメールのアカウントを持っていないことがほとんどである。現在、配布しているタブレット端末からは、児童生徒から総合教育センター宛に一方向的に相談メールを送信できるが、総合教育センター側で、誰からメール相談が来たのかという特定ができるような仕組みになっていない。現在は児童生徒から相談があるといった訴えを一方向的に受け取るだけの状況となっている。これについて相互にメッセージの往還がタブレット端末でできるように、専用のアプリを導入していきたいと考えている。このことによって、いじめの未然防止、さらには不登校に繋がることを防ぐことを目指していきたいと考えている。

資料17ページ目を御覧いただきたい。「No. 19 入学資金事業」である。先日の教育委員会会議でも説明させていただいたが、現在、「入学準備金融資産あっせん及び利子補給制度」という、お金を借りたことによってその利子を補給するという事業を行っているが、現実のところ、利用の実績がそれほど上がっていない状況である。また、こういった貸付に対する支援については、教育委員の皆様からも様々な御意見をいただいたところである。児童生徒の支援・充実により繋がるということを考え、新規の事業として、高校入学に係る費用の一部を給付し、支援をしていきたいと考えている。その中で、1人あたり3万円、それを80人分ということで、事業を新たに展開するため要求していきたいと考えている。

資料20ページ目を御覧いただきたい。「No. 22 小学校教育指導事業」ということで、中学校も同様のものであるが、デジタル教科書の整備である。令和3年度に小・中学校において一部の教科で導入しているところである。令和4年度は、「①学習者用デジタル教科書・教材(自閉症・情緒学級児童用)」ということで、小学1年生から6年生の算数、「②学習用デジタル教科書・教材(1～6年生用)」ということで、算数と社会科を導入し、より高水準の教育に資するような目的で使っていきたいと考えている。このデジタル教科書については、導入が目的ではなく、導入し使用することにより、いかに効果を上げていくかが肝になると考えている。また、こちらについては、職員の研修ともども行っていくこととし、要求をさせていただきたいと考えている。

資料35ページ目を御覧いただきたい。「No. 47 幼稚園運営保育費」の幼稚園のICT化推進事業である。ICT化というと、学校の話は様々行ってきたが、保育所・こども園・幼稚園における職員の負担軽減や、保護者の利便性向上のため、休みの連絡などを行う連絡帳などが上手くICT化できるように、幼稚園においてもこのICT化を進めていきたいと考えている。

資料37ページ目を御覧いただきたい。「No. 54 埋蔵文化財管理費」の中に工事請負費と記載があるが、現在、日本大久保保育所を埋蔵文化財調査室として設置をしている。この中に、エアコンを導入するという工事の内容だが、現在、一般に文化財を公開するような場所がないため、市庁舎の一部を一時的に借用している。将来的に市民に公開する場面を設けられるような場所のステップ1として、まずはエアコンの工事等を行っていき、一般公開できるような環境を整えていきたいと考えている。

資料40ページ目を御覧いただきたい。「No. 63 電子図書館運営事業」だが、先ほど教育行政方針の中でもあった電子図書館である。「With コロナ」ということで、こういった電子図書館も考えられるところである。これについては、社会人のみならず、児童生徒も現在1人1台タブレット端末があるため、児童生徒も利用できるよう、百科事典や様々な辞書、調べ物に資するような図書なども揃えていければと考え、要求をさせていただいている。以上、現在教育委員会事務局において検討している予算についての説明である。先ほどの教育行政方針とあわせ、また予算以外にも事業の内容等も含めて御意見いただきたい、と概要を説明

高橋委員

3点質問する。1点目、資料13ページ目の「No. 11 教育相談事業」についての質問で、いじめメール相談についてはすでに運用しているようだが、実際その訴えがどのくらいあったのか。ま

た、もし可能であるなら、この教育委員会でも随分議論になったところだが、教育委員皆が関心があると思うので、システムやそのアプリがタブレット端末上にどう出るかというのをいくつか見せていただきたい。

2点目、資料17ページ目の「No. 19 入学資金事業」だが、我々の意見を聞いて前向きに、また予算規模も大きくして考えていただき、大変ありがたいし、習志野市教育委員会を誇りに思うところだが、ぜひこの予算が通るようにしてもらいたい。やはり使ってもらわないと駄目なので、適切に必要な人が使えるような仕組みをぜひ考えていただきたい。

3点目、資料40ページ目の「No. 63 電子図書館運営事業」だが、これは時代とともに図書館も変わってくるのかもしれないという非常に大きな変化だと思うが、仕組みが少しわかりにくい。これについて、例えばどんなメディアで見るのか。私はAmazonのKindleを使用しているが、その機能に近いのか、その辺りを説明していただきたい、と質問

安村総合教育センター所長

1点目のいじめの現状である。昨年度からいじめメール相談を行っており、昨年度の件数は23件である。今年度の10月までの件数は38件である。また、該当のアプリについては、まだ準備が整っていないため、準備ができ次第、こちらの方で御紹介できればと考えている、と回答

高橋委員

今ほどの昨年度は23件、今年度は38件という数字だが、これらは全て相談は来たが、相手がわからないという件数なのか、と質問

安村総合教育センター所長

わからないということではない。システムのSOSを発信してくる児童生徒がいて、返信をして欲しい場所を記載して送ってくれているので、記載があるものについてはやりとりができていく状況である。記載がないものについては、送信ができないという状況が起きてしまったため、改善するためにこのアプリの導入を考えている、と回答

高橋委員

確かめたいのは、現実にいじめの相談があるが、誰からの相談かわからないため、対応もできないという相談が何件かはあるということなのか、と質問

安村総合教育センター所長

幸いなことに、現在は学校の協力によりわかることができたが、その手がかりが全くなければわからない状況が起きてしまうということであり、その状況を何とかしたいと思っている、と回答

合田学校教育課長

2点目の入学資金事業についてである。こちらについては、高橋委員御指摘のとおり、必要な人が使える仕組みを構築しながら、予算が通るよう全力で頑張っていきたい、と回答

岡野中央図書館長

3点目の電子図書館の簡単な趣旨についてである。まず、一般の方が使っている電子書籍というのは、自分の持っているスマートフォンやタブレット端末に、電子書籍閲覧ソフトのアプリをインストールし、電子書店からデータをダウンロードして見るという仕組みになっている。電子図書館については、少し仕組みが違い、自分のタブレット端末などにダウンロードするのではなく、電子図書館という民間事業者が提供する仕組みに、インターネットを通じてアクセスし、いわゆるストリー

ミングというような仕組みで、インターネットを通じて、閲覧しに行くというような形となっている。その辺りが個人のものとは違い、個人の場合は自分の端末にダウンロードして見るという形だが、電子書籍の場合は、電子図書館という民間事業者が提供するサービスに対して、自治体が契約者となり、自治体の図書館利用者の方がそこにアクセスして見るという仕組みとなっている、と回答

高橋委員

そうすると、インターネットと回線が繋がったパソコン等で利用者が見るという理解でいいのか、と質問

岡野中央図書館長

そのとおりである、と回答

馬場委員

教育行政方針(素案)の資料10ページ目の「(3)1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開」というところだが、赤字で「各小中学校のICT活用を推進するリーダーを育成し、」と記載があるが、先生の中からリーダーを選ぶという認識で良いのか、と質問

安村総合教育センター所長

そのように考えている、と回答

馬場委員

私が住んでいる地域の第四中学校で、ICT活用特別委員会というものを立ち上げたいが、これはタブレット端末の活用や情報モラルの向上を目指すといったことを考える委員会で、生徒主導でやるものと聞いている。使い手である生徒たちが、自らそういうことを考えていくというのはとても素晴らしいことだと思う。この制度は第四中学校独自のものなのか、他の学校でも見られることなのか、と質問

安村総合教育センター所長

第四中学校が独自で行っていることである、と回答

馬場委員

とても素晴らしい取り組みだと思うため、ぜひ他の中学校も真似してもいいのではないかと思います。そして、それによりICT活用を推進するリーダーとなる先生と生徒が相互で高め合っているような仕組みが、小学校だと難しいかもしれないが、中学校では可能だと思う。第四中学校の場合は、3年生が主体となっているようで、十分可能だと思うため、ぜひ他の中学校でも真似していただきたい。また、そういうことで活用の幅が広がったり、以前から申し上げているが生徒たちの方が思いつくものもあると思うので、それで高め合っていけたら良いと思う、と発言

安村総合教育センター所長

ぜひ良い活動については、市内に広めていきたいと思う、と発言

赤澤委員

資料9ページ目の言語・文化指導者派遣と、資料14ページ目のICT支援員派遣に関して質問する。資料9ページ目に、「1,050回程度の派遣回数が必要となる」と記載があるが、追加された

のは50回ということで、必要分を満たしていないという理解でよいか。合計で何回分必要なのか、と質問

本間指導課長

現在、資料9ページ目に記載されているとおり、外国籍児童生徒の数が非常に増えてきている状況である。学校から要請があり、ニーズが生活の支援、例えば面談の手伝いをする、学校からの手紙等を家庭に伝える、それだけではなく、中学生になると今度は学習支援も必要になってくる。十分な回数を満たしていくため、学校から要望があるが、まだ少し足りないところがあり、指導者の人数が不足しているところもある。今回の50回は、それぞれの発達段階、例えば来日した時に何年生であるのか、それぞれの家庭でどれ位日本語を使用しているのか、母語を使用しているのかなどによっても支援等が変わってくるため、まずは来日直後の児童生徒に対して厚く支援ができるように、この50回という数を割り出しているところである、と回答

赤澤委員

要望されている数があり、それに対して充足はされていないとすると、その予算を上積みすれば充足に近づけるという話なのであれば、この2千円という金額はかなり安いと思うので、予算を組めばある程度充足できるということであれば、もう少し回数を増やしたらいいのではないかと考えた。別の要因でその回数を増やせないということであれば、仕方ないと思う、と質問

本間指導課長

一番大きなことは、やはり予算措置になると思う。ただ、仕組みとしても今後教育委員会指導課で考えなくてはいけないのは、言語指導を児童生徒に対して行っていく仕組みを作っていく必要もあるということで検討を始めたところである。そのような形で、児童生徒や家庭のニーズに応えられるように考えていきたい、と回答

赤澤委員

予算の問題だとすると、50回を2倍にしても10万円増えるだけであり、予算がないというのはどうということなのかと違和感が若干ある。その辺りは事情や組み方があるのだと思う。

資料14ページ目を見ると、ICT支援員の派遣に関しては、全体でタブレット端末を有効に活用するための支援ということで、約5千万円の予算をかけているということなのか、と質問

安村総合教育センター所長

そのとおりである、と回答

赤澤委員

タブレット端末を有効に活用するのに5千万円もかけないといけないのか。先ほど馬場委員から、児童生徒で有効な使い方について学習するという話があったが、現場の先生達もタブレット端末の有効な使い方はやっていると思う。そして、タブレット端末が普及しているのは非常に簡単だからで、小学生もタブレット端末を貸与されているのだと思う。もし、専門性の高い重要な技術だから値段が高いのだとすると、それはどのような技術なのかという疑問がある。教育効果があるといった場合、情報系の話というのもあるが、それは教育領域のスキルの話になるのではないかと。情報系の支援員の時給なのか。支払われるもので総額が5千万円になるというのであれば、どの辺りに予算をかけているのかというのがよくわからない。どの辺りの専門スキルにその予算を使っているのかをお伺いしたい。

もう1点、習得したら支援は必要なくなると思うが、何年計画で考えているのか。いつまで支援

するのかということを確認したい。言語・文化指導者の1人に1日2千円と、こちらの5千万円に違和感がある、と質問

安村総合教育センター所長

どの辺りのスキルに予算を使っているのかという点については、機器の操作及びタブレットの使い方など、教員のスキル向上を中心に支払っている。また、授業の中でどのような場面で使えるのかなど、そのようなところにも来年度は支援をしていただく形で考えている。

支援員は、1年間で6名の支援をしていただくことで要望している。年額1人当たり約500万円かかり、総額3千万円、その他に維持管理、始まるまでの間に、技能研修や何かあった時に現場に行く人以外に1人取りまとめ役の経費がかかるので、この金額になっている。令和6年度にデジタル教科書が本格導入されるという国の見通しがあるので、それまでの間にしっかりと先生方がスキルを持ってできるようにすることを目指している、と回答

赤澤委員

予算に見合う成果があれば基本的には良いが、先ほども申し上げた通り、タブレット端末を使うのにそんなに高いスキルが必要あるのかと思う。今、人件費をかけたい部分がたくさんあると思う。例えば、先生が非常に忙しくなってきたりなど、先ほどの言語・文化指導者が1日2千円であることを比べると、本当にそのような予算の組み方で良いのかと個人的には疑問に思う。しかし、それが非常に重要かつ必要であり、成果が得られたということであれば問題ないと思う、と発言

小熊教育長

予算を使うならば、効果をあげていかなければならないと思う。その辺りはシビアに見ていかなければいけない。事務局でも話をしているが、ずっと使うわけではなく、やはり委員御指摘のとおり、児童生徒、教職員が力をつけていかなければならない。そのような計画を立てていけばある程度のところで終了することができると思う。我々が取り組まなければいけない課題だと認識している、と発言

古本委員

資料29ページ目のデジタル教科書だが、検定や認可はどうなっているのか、と質問

本間指導課長

デジタル教科書は、習志野市内で採択している教科書があり、それと同じものをデジタル化しているため、検定を経ているものを使用している、と回答

古本委員

そうすると、普通の紙版の教科書が全てタブレット端末に入り、それを使うようになるという認識で良いのか、と質問

本間指導課長

紙版で入っているものをそのまま使用するという場合もあるが、例えば、今回要望している高学年の社会科では、紙媒体にバーコードリーダーがついており、読み込んで使用する。自分たちで実際に資料をタップして、その資料に飛ぶというようなこともできる。算数・数学では、図形を動かしてみたり、自分たちでグラフの中に線を書き込んでおくと、そのまま保存されたりする。器用でない児童生徒も、紙媒体では難しくても、デジタル媒体を使うと上手にできるというようなこともある。そのため、デジタルの良さが生きている実証例が算数・数学、社会科において、学校現場から上

がってきている、と回答

馬場委員

教育行政方針(素案)13ページ目の「9 文化財の保存と活用」で、「埋蔵文化財調査室を中心に、文化財の展示を拡充します。また、史跡説明板の補修に取り組みます。」と記載されており、「継続」となっているが、一番市民の目につきやすい説明板については、早急にやるべきだと思う。市内の至るところに説明板があるが、老朽化しているものが多く、剥げて見えなかったりする。そうしたところを放置しておく、環境的にも良くないし、市民の関心はどんどん薄れていくと思うので、予算を要求しているようだが、個人的にはこのように目につきやすいところはいち早く取り組んでもらいたい、と要望

宮崎生涯学習部主幹

市内の説明板の多くは昭和56年に作られたもののため、40年近く経っているということで、相当傷んでいるものがある。年に一つ、二つずつ直してはいるが、やはり老朽化に追いつかないというのが現状であるため、令和4年度については、予算の経常経費の中で、旧大沢家住宅の説明板の改修を予定しているところであり、さらにあと二つほど、臨時的経費がつけば補修したいと考えているところである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号及び協議第2号は終了した。

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第11回定例会の閉会を宣言